

用途地域ごとの内容及び市指定状況

用途種類	内容	主な指定先
第1種低層住居専用地域	低層住宅にかかる良好な住居の環境を保護するため定める地域です。建物の高さは原則的に10m以内とされており、また、北側の隣地の境界からの斜線制限をこえて建てられないので、日照など環境条件を確保することができます。	蔵王山麓、姫見台、浦片、片西、光崎地区
第2種低層住居専用地域	主として低層住宅にかかる良好な住居の環境を保護するために定める地域で、150mまでの一定の店舗が建てられる地域です。建物の高さは原則的に10m以内とされており、また、北側の隣地の境界からの斜線制限をこえて建てられないので、日照など環境条件を確保することができます。	市道木綿畑池ノ原線沿道
第1種中高層住居専用地域	中高層住宅にかかる良好な住居の環境を保護するため定める地域で、病院や500mまでの一定の店舗などが建てられる地域です。高さの最高限度は定められていません。	西浦団地地区、片西地区、光崎地区、木綿台地区、県営赤石住宅地区、サンコート、成章高校周辺地区、新大坪地区、渥美病院地区
第2種中高層住居専用地域	主として中高層住宅にかかる良好な住居の環境を保護するため定める地域で、住宅の他に1,500mまでの一定の店舗や事務所等が建てられる地域です。高さの最高限度は定められていません。	市役所周辺地区、殿町地区、汐見地区、川岸・漆田地区、西浦、(都)姫島港線沿道の一部
第1種住居地域	住居の環境を保護するため定める地域で、住宅の他に3,000mまでの店舗、事務所、ホテル等が建てられる地域です。	豊島地区、加治・八軒家地区、新町・東大浜地区、三河田原駅南地区、漆田地区、神戸赤石線・蔵王山線・田原駅前通り線沿道地区、赤羽根地区、清田地区、古田地区、保美地区
第2種住居地域	主として住居の環境を保護するため定める地域で、店舗、事務所、ホテル、パチンコ、カラオケボックス等が建てられる地域ですが、愛知県では、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例」により、これらの用途の営業に関する規制が別に設けられています。	南新地地区、築出地区、南晩田地区、豊橋鳥羽線・主要地方道田原赤羽根線・(都)田原駅前通り線・(都)神戸蔵王線の沿道地区、福江地区、高木地区
準住居地域	道路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するため定める地域です。	松下地区、柳町・東大浜・橋上の一部
近隣商業地域	近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するため定める地域で、周辺の住環境を守りながら商業の利便を増すために、小規模な工場も建てられます。	本町地区、新町の主要地方道田原赤羽根線沿道、赤羽根地区の国道42号線沿道地区、渥美地域の旧商店街地区及び国道259号線沿道
商業地域	主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域で、特に商業地としての環境をそこなうような工場などの建築が制限されるだけで、その他の用途の建物はほとんど建てられます。	三河田原駅周辺、渥美地域の国道259号沿道
準工業地域	主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定める地域で、特に公害の発生のおそれのある工場や危険物を扱う工場を除いては、ほとんどの用途の建物が建てられます。	神戸大坪地区、臨海田原1区地区、田原浦片地区、田原片西地区
工業地域	主として工業利便を増進するため定める地域です。どんな工場でも建てられますが、学校、病院、ホテルなどは建てられません。	緑が浜公園一帯
工業専用地域	工場の利便を増進するため定める地域です。どんな工場でも建てられますが、工業の利便を損なうおそれのある学校、病院、ホテルなどはもちろん、工業地域では建てられる住宅、店舗、カラオケボックス等も建てられません。	市北部臨海埋立地